

# 秋田の暑い夏、 そして最賃改定、働き方改革



# 佐 藤 俊 彦

(厚生労働省 秋田労働局長)

夏の高校野球は不思議なもの。春の選抜とは、また違った風情がある。各地の県予選が始まった頃から、新聞を眺めては、わが母校の動向をチェックしながら一喜一憂し、郷愁が漂いはじめる。また、代表校が決まって甲子園大会が始まってからは、自分の出身地(山形)、いまの地元秋田、かつての赴任地(福島、滋賀、宮崎)を応援し、最終的には、東北全体を応援するなど、季節柄お盆の時期などと相まって、各地の代表校に対して、それぞれの想いを寄せ、妙に地域性が色濃く反映する大会である。

例年、そんな気持ちで盛り上がる全国高校野球大会甲子園。今年の秋田の夏は、限りなく、暑く (熱く)盛り上がった夏になった。見事準優勝に輝いた金足農業高校で沸いた秋田の暑い夏。盛り上がったのは、秋田ばかりではなく、全国津々浦々まで。幅広く喝采を浴びた理由は、県立高校、農業高校というばかりでなく、あの見事なまでの清廉潔白さ、校歌にこめられた愛、高校生らしい立ち居振る舞い、大敵に立ち向かう武骨さなど、様々な要素が織り交じりながら、現在の日本人すべてが求めていたものが、金足農業の戦う姿に凝縮されていたのではないかと思う。

ところで、その秋田の暑い夏。実は、労働関係では、金足農業の快進撃より一足早く始まっていた。毎年、最低賃金改定を審議する地方最低賃金審議会に対して、労働局長より審議会会長へ諮問したのは、8月1日。目安額として、中央最低賃金審議会より提示されたのは、秋田県の場合、Dランクの23円。(ちなみに、Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円である)例年であればDランクに位置する各県は、そ

例年であればDフンクに位置する各県は、それぞれ他県の動向を見極め、様々な事情を配慮しつつ、公労使とも慎重なスタンスで判断、議論し、答申を出してきたのが一般的な流れである。

それが今年の秋田は違った。諮問した翌日の 2日には、目安額23円に1円を上積みした24円、 公労使全会一致で合意したのである。また、答 申文には付帯決議として「中小企業・小規模事 業者の生産性向上のための継続的支援」や「秋 田県の人口減少による地域経済縮小の懸念に対 し、経済の維持拡大と県民生活の安定を目指す」 という労使それぞれの立場を超えた熱いメッ セージが添えられた内容となった。

今年の最低賃金改定の動き(今後、異議申し立て等があるので最終結論ではないが)には、大きな特徴がある。A、Bランクは、目安額通りの決定、Cランクは一部上積みはあるものの

ほぼ目安額、Dランクは各県とも軒並み目安額 に上積みし、上位ランクとのかい離を少しでも 縮小し、地域経済活性化のための動きをみせた ところにある。この流れを作ったのは、最低賃金を巡る関係者の間では、2日に答申を出した 秋田が大きな流れを作ったのではないかという話だ。地域最賃の額については、それぞれの地域で決定されるところであるので、その是非について言及する立場でないものの、例年以上に、暑い(熱い)夏を彩り、その流れを作ったのは、まぎれもなく秋田であり、関係者各位には、感謝申し上げる次第である。

ところで、話は甲子園に戻る。大会開催前には、高校球児の将来を慮って、球数制限の導入や熱中症対策、特待生問題、指導者のあり方、甲子園以外の場所での開催あるいはナイター開催など、様々な視点から議論がなされていた。それが、あの金足農業の勇敢な戦いぶりで、全てが一掃され、高校野球とはこれだ!甲子園はこれに尽きる!というところにまで「高校野球としての美学」をあらためて想起させてくれた。原点に立ち返り、様々な問題点を議論できる、リセットした環境を作ったことも、金足農業の大きな成果なのではないかと思う。

さて、高校野球と似たような議論が労働関係ではなかったか。そう、6月末に国会で法案が通過した「働き方改革関連法」である。「働き方改革関連法」に関連する法律は、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、パートタイム労働法等であり、この法律の核となるのは「長時間労働の是正」「休暇の確実な取得と健康確保対策」「同一労働同一賃金(不合理

な待遇格差等の禁止)」の3本柱である。少子 高齢化が進展し、ますます労働力人口が減少し ていくなかで、生産性の向上を図っていくため には、これまでの経営者、労働者のあり方を根 本的に見直し、しっかりと雇用管理を行いつつ、 働きやすい職場環境を構築し、よりよい人材を 活用しながら、今後の日本社会を活性化させて いこうという趣旨である。

これまで長年培ってきた伝統的な手法、やや昭和的な働き方をあらためていくという考え方には、様々な場所で講演をさせてもらってきた感触としては、経営者の皆様は、総論は賛成であるが、いざ自社内で展開していくには、相当な障壁があり、この風土や文化に馴染んでいくためには、やや時間がかかるのではというご意見も頂戴しているところである。まさに、甲子園における高校野球の議論と一緒である。労働時間(球数制限)、健康確保、公正待遇(県立、私立校格差)など。

ここで、秋田県の状況を。年間総労働時間は、1,813.2時間(短いほうから全国第38位)。年間所定外労働時間は、98.4時間(短いほうから全国第2位)。一番労働時間の短い奈良県(1,614時間)とは、総実労働時間で198.2時間もの差が生じている(資料出所「毎月勤労統計調査地方調査」)。

また、年次有給休暇の平均付与日数は、17.2日、平均取得日数は8.1日という状況である(資料出所「平成29年度労働条件等実態調査」)。データからみた秋田県の場合は、残業時間は長くはないものの、年間あたりの総実労働時間が長く、なかなか年次有給休暇が取得出来ない環境であることがわかる。

働き方改革とは、「労働者が多様な働き方を 選択できる社会の実現」ということを目的とし ているが、これまでの議論の過程や言葉の響き 等から、どこか都会や大企業中心の話であって、 地方都市である秋田や、中小・小規模事業者な どでは関係ないような誤解を生じさせてしまっ ているのではないかと危惧しているところであ るが、今後ますます人手不足感が増していくな かでは、避けては通れない課題である。 最後に、労働局としては、法律の趣旨や意義を理解してもらうために、今後県内各地において「事業主セミナー」を開催するとともに、事業主団体の皆様や会員企業の皆様には、県内どこにでも説明にお伺いするとともに、様々な疑問点や相談に対しても丁寧に対応していく予定である、何かお困りごとがあれば、最寄の監督署やハローワークにお問い合わせいただければ幸いである。

## 秋田労働局の概要・お問い合わせ先

1代表者局長佐藤俊彦

2 所 在 地 〒010-0951

秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階(総務課、雇用環境・均等室、労働基準部)

秋田市山王6-1-24山王セントラルビル6階(労働保険徴収室)

秋田市山王3-1-7東カンビル5階 (職業安定部)

3 U R L https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/

### 労働基準監督署 所在地一覧

名称	所在地	電話	FAX	管轄区域
秋田労働基準監督署	〒010-0951 秋田市山王7-1-4	018-865-3671	018-865-3785	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡
能代労働基準監督署	〒016-0895 能代市末広町4-20	0185-52-6151	0185-52-6155	能代市、山本郡
大館労働基準監督署	〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2	0186-42-4033	0186-42-4010	大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡
横手労働基準監督署	〒013-0033 横手市旭川一丁目2-23	0182-32-3111	0182-32-3132	横手市、湯沢市、雄勝郡
大曲労働基準監督署	〒014-0063 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1階	0187-63-5151	0187-63-5141	大仙市、仙北市、仙北郡
本莊労働基準監督署	〒015-0874 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階	0184-22-4124	0184-22-7812	由利本荘市、にかほ市

#### ハローワーク 所在地一覧

名称	所在地	電話	FAX	管轄区域
秋田公共職業安定所	〒010-0065 秋田市茨島一丁目12-16	018-864-4111	018-864-1815	秋田市、潟上市、南秋田郡
ハローワークプラザアトリオン (マザーズコーナー秋田)	〒010-0001 秋田市中通2-3-8(アトリオン3階)	018-836-7820	018-831-1817	※雇用保険業務は取り扱っておりません
ハローワークプラザ御所野 (秋田新卒応援ハローワーク)	〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1 (秋田テルサ3階)	018-889-8609	018-889-8610	※雇用保険業務は取り扱っておりません
秋田公共職業安定所男鹿出張所	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411	0185-23-2760	男鹿市
能代公共職業安定所	〒016-0851 能代市緑町5-29	0185-54-7311	0185-55-1698	能代市、山本郡
大館公共職業安定所	〒017-0046 大館市清水一丁目5-20	0186-42-2531	0186-49-4007	大館市
大館公共職業安定所鷹巣出張所	〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1	0186-60-1586	0186-60-1243	北秋田市、北秋田郡
大曲公共職業安定所	〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3	0187-63-0335	0187-62-1093	大仙市、仙北郡
大曲公共職業安定所角館出張所	〒014-0372 仙北市角館町小館32-3	0187-54-2434	0187-55-4952	仙北市
本莊公共職業安定所	〒015-0013 由利本莊市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421	0184-22-8640	由利本荘市、にかほ市
横手公共職業安定所 (マザーズコーナー横手)	〒013-0033 横手市旭川一丁目2-26	0182-32-1165	0182-32-8048	横手市
湯沢公共職業安定所	〒012-0033 湯沢市清水町四丁目4-3	0183-73-6117	0183-72-3744	湯沢市、雄勝郡
鹿角公共職業安定所	〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173	0186-23-7448	鹿角市、鹿角郡